

株式会社日本証券クリアリング機構における「E T Fの設定・交換の決済に係る清算制度」の導入に伴う株式等の振替に関する業務規程等の一部改正について

2020年12月21日  
株式会社証券保管振替機構

## 1. 改正趣旨

2021年1月18日に、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「J S C C」という。）において「E T Fの設定・交換の決済に係る清算制度」（以下「E T F清算制度」という。）が導入されることに伴い、「株式等の振替に関する業務規程」（以下「規程」という。）、「株式等の振替に関する業務規程施行規則」（以下「規則」という。）及び「株式等振替制度に係る手数料に関する規則」（以下「手数料規則」という。）の一部について所要の改正を行う。

## 2. 改正概要

### （1）新規記録手続

E T Fの設定に係る取引がE T F清算制度の対象となる場合におけるE T Fの新規記録手続（J S C Cの機構加入者口座にE T Fを新規記録し、指定販売会社の機構加入者口座に当該E T Fの振替を行う手続）を新設する。（規程第13条、第59条、第274条の2、第276条の2、第276条の3、第276条の4、第277条の17、第277条の19、第285条、規則第62条、第63条、第64条、第354条、第354条の2、第354条の3、第355条、別表3、手数料規則別表）

### （2）抹消手続

E T Fの交換に係る取引がE T F清算制度の対象となる場合におけるE T Fの抹消手続（J S C Cの機構加入者口座にE T Fの振替を行い、J S C Cの機構加入者口座上で当該E T Fの抹消を行う手続）を新設する。（規程第59条、第277条の5の2、第277条の5の3、第277条の5の4、第277条の5の5、第277条の5の6、第277条の12、規則第62条、第63条、第64条、第355条、第355条の5の2、第355条の5の3、別表3、手数料規則別表）

## 3. 施行日

2021年1月18日から施行する。

以 上